

Client Alert

5 June 2018

米商務省が新たな自動車輸入関税の検討を開始

既に報道されている通り、米国商務省は 5 月 23 日、SUV、バン、軽トラック、自動車部品を含む一定の自動車関連の輸入品が米国の安全保障上の利益を害しているのではないかと懸念につき調査を行うと発表した。鉄鋼及びアルミに関して行われた同様の調査に続くもので、鉄鋼・アルミに関しては、追加関税の適用ないし国別割当が実施される結果となっている。

かかる経緯を踏まえ、自動車及び自動車部品を対象とする広範な輸入制限が行われるリスクに対していかなる防御を検討すべきか、留意点として下記の 4 つを挙げておきたい。

ポイント 1

今回の商務省による調査は、予想より速いスピードで行われる可能性があることに留意が必要である。通商拡大法 232 条の手続は、問題とされた輸入が米国の安全保障に影響を与えているかを判断するために商務省に 270 日間、また、輸入を調整するためにいかなる措置をとるかを決定するために大統領に 90 日間を付与している。したがって、米国への輸出に関して関税の適用又は取引総量の制限が行われるまでには、10 ないし 12 か月を要することとなる。実務的にも、直近の鉄鋼・アルミのケースでは、調査開始から関税適用までに 11 か月を要した。しかし、大統領は直近の調査においてより迅速な手続についてたびたび言及しており、今回の手続においては輸入制限措置発動までの期間が大幅に短縮される可能性もある。

ポイント 2

利益状況の検討は輸出国別に行う必要がある。これは、たとえばカナダやメキシコといった特定の国からの輸出については制限措置から除外するといった交渉が国ごとに行われる可能性があること、また、特定国からの輸入について関税適用時期が後ろ倒しにされる可能性があることなどに基づく。鉄鋼・アルミ輸入関税の EU への適用は当初 2018 年 3 月から 5 月 1 日に猶予され、さらに 6 月 1 日まで猶予された。かかる猶予は購買・供給に関する決定に大きな影響を与える。

通商拡大法 232 条のプロセスに参加することの意味は、コメントを提出し、公聴会へ参加するというだけでなく、国防総省、ホワイトハウスを含む米国政府、その他の米国内ステークホルダー（製造設備の所在する州の知事又は当該州からの国会へのデリゲーション、米国内の大手顧客など）、さらには影響を受ける米国以外の国の通商担当官の中で、自らと利害を共通にする者を特定し、協調を図ることにある。

ポイント 3

調査の結果輸入制限措置が発動されることになった場合は、適用除外申請のプロセスが設けられると思われる。このプロセスにおいては、適用除外を申請するか、又は、適用除外に対して異議を述べることとなる。この点については、アルミ・鉄鋼に関するプロセスが踏襲されることと思われるが、その場合は、企業は関税適用の対象から除外を申請する品目のリストを提出することとなる。これに対して、利害関係を有する者は 30 日以内に適用除外申請に対する異議を述べることができ、その後商務省が決定を行う。鉄鋼・アルミのケースにおいては現在までに 1 万件以上の適用除外申請が行われた。

本クライアントアラートに 関するお問い合わせ先



Kevin O'Brien
パートナー (ワシントン DC)
+ 1 202 452 7032
Kevin.O'Brien@bakermckenzie.com



穂高弥生子
パートナー
03 6271 9461
Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com



達野大輔
パートナー
03 6271 9479
Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com

© 2018 Baker McKenzie. ベーカー・&・マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) はスイス法上の組織体であるベーカー・&・マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー・&・マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業) 及びベーカー・&・マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー・&・マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。

ポイント 4

今回の通商拡大法 232 条の発動は世界規模での大きなトレンドの一つだと考えるべきであり、企業は国内生産を増加させるなどの方策でこれに対処する必要がある。

調査への参加表明とスケジュールについて

商務省は、通商拡大法 232 条のプロセスに参加するためのスケジュールを発表した¹。プロセスへの参加を希望する場合は、2018 年 6 月 22 日までに、商務省に書面での意見又はその他の情報を提出するように求められている。異議を述べるための意見の期限は 2018 年 6 月 6 日となっている。商務省は 2018 年 7 月 19 日及び 20 日に、調査に関する公聴会をワシントン DC において行う予定である。

発表の中で、商務省は、以下の点につきパブリックコメントを求めている。

- 自動車 (普通自動車、SUV、バン及びトラックなど) ・自動車部品の輸入数量及び性質、及び、自動車・自動車部品の輸入に関する他の状況
- 安全保障上の要請に必要と予想される国内生産
- 安全保障上の要請を満たすために必要なと予想される、自動車及び自動車部品の国内生産及び生産能力
- 自動車及び自動車部品の生産のための、人的資源、製品、原料、生産部品及び設備に関する、既存及び将来の余力
- 自動車及び自動車部品業界が安全保障上の要請を満たすための成長要件、及び、かかる成長を確実にするための要件 (特に、投資及び研究開発に関して)
- 海外での競争が米国の自動車及び自動車部品業界の経済的福祉に及ぼす影響
- 著しい失業、政府の減収、投資又は特殊技能・生産能力の喪失、その他の重要な問題を生じている国内の自動車及び自動車部品の置き換え
- 米国経済の弱体化に関連する可能性のある要因
- 予想される安全保障上の要請を満たすための、新しい自動車技術のイノベーションの必要度
- 上記の分析は、米国が過半数を支配する会社と外国が過半数を支配する会社とで別途に考えた場合、変わることがあるか、またどのように変わるか。
- その他の事情

推奨されるアクション

鉄鋼アルミにおける経験を踏まえると、自動車の輸入に関して関税額引き上げ等が行われるのは 2019 年 4 月ということになるが、上述の通り今回の調査はより迅速に行われる可能性がある。したがって、コメントを提出し、ステークホルダーに働きかけ、適用除外申請を準備することを通じて通商拡大法 232 条のプロセスに参加すること、そして、戦略的なオプションを検討することがきわめて重要となる。

当事務所では、米国企業以外のクライアント企業に対し、米国への自動車関連製品の輸出が大幅に制限される可能性のある事態に対してどのように対処すべきか、アドバイスをを行っている。いかなるオプションを検討しうるかについて、具体的な検討を開始する場合には担当者までコンタクトされたい。

¹ https://f.datarvr.com/fr1/518/32780/232_Autos.pdf